誓　約　事　項

SACLA 試験利用

(基本方針)
1.X 線自由電子レーザー施設 SACLA 設置の趣旨にかんがみ、試験利用は、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施すると共に、他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。このため、関係法令、公益財団法人高輝度光科学研究センター(以下、「財団」という。)の規程、規則及び各種手続き等を遵守すること。また、財団が行う安全及び管理のための指示に従うこと。

(損害保険)
2.利用実験実施等に際し、不慮の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険又はこれらと同等の保険に加入するとともに、共同実験者が学生の場合は、これら保険に加入していることを確認すること。

(物品、薬品等の持込等)
3.利用実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関まで持ち帰ること。

(施設、設備等の使用)
4.SACLA 及び SPring-8 並びにそれらに附属する施設、設備並びに物品の使用にあたっては、設備及び安全の担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。

(利用の開始)
5.利用実験の開始前に、ビームライン及び実験ステーション等の機能及び整備状況等について、所定の確認を行い、異常があれば、財団に連絡すること。また、財団が指示する場合は、必要な点検を受けること。

(利用の終了)
6.利用実験の終了後に、ビームライン及び実験ステーション等の機能及び整備状況等について、財団による所定の点検を受けること。この場合、点検結果を基に財団から原状回復にかかる指示がある場合は、その指示に従い所要の措置を講じること。

(施設の利用に伴う経費の徴収)
7.SACLA の利用に伴い使用した研究交流施設、通信設備その他のサービスに係わる経費を財団からの請求に従い支払うこと。但し、当該利用に係るビーム使用料は免除される。

(SACLA ビームタイム終了届)
8.実験期間の終了後直ちに「SACLA ビームタイム終了届」を財団に提出すること。また、「SACLA ビームタイム終了届」の印刷、発行、統計処理に必要な加工を財団が自由に行うことに同意すること。

(シフト数の減少)
9.施設の装置の故障等により、予定していたシフト数が減少、又は SACLA のビームラインを利用出来なかった場合、財団に対して利用シフト数の減少等に伴って生じた損害の賠償請求を行わないこと。減少したシフト数の補填を請求しないこと。

(試験利用実験報告書)
10.試験利用の実験の終了日から 60 日以内に目的、実験方法、測定内容、試料名、ビームライン名及び結果の概要等を取りまとめた「試験利用実験報告書」を財団に提出すること。また、「試験利用実験報告書」の印刷、発行、統計処理及び財団の発行物等(電磁的記録によるものを含む)の編集に必要な加工を財団が自由に行うことに同意すること。

(利用研究成果の公開と登録)
11.公開した論文等の成果物には整理番号を明記し「X 線自由電子レーザー施設 SACLA を利用した結果である」ことを記述するとともに、SACLA-SPring-8 相互利用実験施設を利用した試験利用のうち、SPring-8 の放射光を利用した試験利用においては「X 線自由電子レーザー施設 SACLA 及び大型放射光施設 SPring-8 を利用した結果である」ことを記述すること。

(特許等)
12.SACLA を利用した成果に属する発明又は考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかに財団に報告すること。

(利用研究成果の公開に係る情報の提供)
13.査読付論文等の公開と登録に加え、実施した試験利用の成果に関する、総説の公開、招待講演、受賞、プレス発表、マスメディアへの掲載等があった場合は、これらを財団に報告し、財団における成果公開に係る幅広い情報の収集に協力すること。

(事故等)
14.事故及び災害の際は、実験責任者が責任をもって対処し、速やかに財団へ連絡すること。

(使用の停止)
15.この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、財団に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、SACLA の運営に支障をきたすと財団が判断した場合は、財団等が行う使用停止等の指示に従うこと。

(免責事項)
16.SACLA を利用することによって利用者に発生した損害・損失等は、財団の故意又は重大な過失によらない限り、財団は一切の責任を負わないことに同意すること。

(賠償責任)
17.故意又は重大な過失によって SACLA 及び SPring-8 並びにそれらに附属する施設、設備並びに物品その他に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。

(紛争処理)
18.この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき SACLA の所在地の裁判所において解決すること。